

石川県診療情報共有ネットワーク運用について

1. ネットワークの利用に関する窓口は医療サービス室が行います。

2. 流れとして

1) 情報開示申し込み

- ① 診療所の先生方が患者に同意説明書に基づき説明をされた後、
様式第 12 号「いしかわ診療情報共有ネットワーク同意書」を患者より取得する。
↓
- ② 同意書原本を河北中央病院医療サービス室へ郵送する。
急ぎの場合は、FAX後、原本を郵送する。
↓
- ③ 河北中央病院担当者が、公開処理を行った後、再度同意書を依頼診療所にFAXをする。
↓
- ④ 診療所より情報閲覧が可能となる。

2) 患者が同意撤回した場合

※患者が同意撤回を希望した場合は、様式 13 号「いしかわ診療情報共有ネットワーク同意撤回書」で届け出をする。

- ① 同意撤回書を、患者自身が河北中央病院へ提出した場合は、河北中央病院は 公開処理後、診療所へFAXする。
- ② 患者が診療所で同意撤回を申し出たときは、同意撤回書原本を河北中央病院医療サービス室へ郵送する。
急ぎの場合は、FAX後、原本を郵送する。
- ③ 河北中央病院は、非公開処理を行った後、診療所にFAXをする。

3) 患者が死亡した場合

- * 河北中央病院から転院・死亡
「紹介患者退院報告」を医療サービス室からFAX後、1ヶ月間閲覧可能とする。
- * 診療所より他施設へ転院・死亡
診療所より、転院・死亡の連絡を医療サービス推進室へ連絡（電話かFAX）、連絡後1ヶ月は閲覧可能とする。